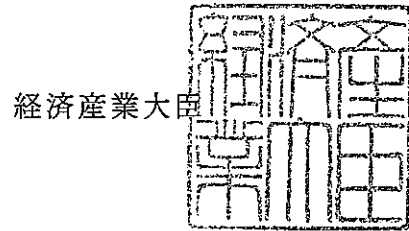


経済産業省

平成21・08・12原第11号
平成21年11月27日

原子力委員会委員長 殿



東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝から平成21年8月12日付け原管発官21第170号（平成21年11月24日付け原管発官21第306号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、以下のとおりである。

- (1) 1号炉の低電導度廃液系のろ過機能としてクラッド除去装置を廃止し、既設のろ過装置に変更する。
- (2) 2号炉の固体廃棄物処理系の固化装置（2号、3号及び4号炉共用）及び5号炉の固体廃棄物処理系の固化装置（5号、6号及び7号炉共用）の固化材をプラスチックからセメントとし、固化対象を濃縮廃液のみとする。

また、2号炉の固化装置を1号、2号、3号及び4号炉共用とし、1号炉の固化装置を廃止する。

- (3) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉の雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理（モルタル）を追加する。

また、これに伴い、固体廃棄物処理建屋（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用）を設置する。

なお、これらの変更に伴い、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記載のうち、固体廃棄物の廃棄設備の記載を最新の記載に合わせる。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・ 海外において再処理を行う場合は、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は以下の通りであり、自己資金等により調達する計画としている。

- (1) 1号炉の低電導度廃液系のろ過機能としてのクラッド除去装置の廃止及び既設のろ過装置への変更
約1.9億円
- (2) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉の固体廃棄物処理系の固化装置の変更
約5.2億円
- (3) 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉の雑固体廃棄物の処理方法への固型化処理（モルタル）の追加
約2.7億円

東京電力株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断した。

このことから、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。